

## 平成31年2月善通寺市農業委員会次第

日時：平成31年2月21日

場所：善通寺市役所3階大会議室

1. 開 会

2. 会 長 あ い さ つ

3. 議 事 録 署 名 人 指 名

4. 議 案

議案第1号 農地法第18条第6項賃貸借解約通知確認の報告について

議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第5号 非農地証明願について

議案第6号 農地法第5条の規定による許可後の承継を伴う事業計画変更申請について

議案第7号 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画案（権利の移転）について

5. そ の 他

次回開催 3月19日（火） 13時30分～

現地調査 同 日 9時～

農業相談 同 日 10時～

6. 閉 会

平成31年2月農業委員会総会（定例会）議事録

1. 日 時 平成31年2月21日（木）13時20分
2. 場 所 善通寺市役所本庁3階大会議室
3. 出席委員 1 宮崎勇委員, 2 川田治弘委員, 3 原巧委員, 4 三原正子委員, 5 松本健委員, 6 立石泰夫会長, 7 藪内實委員, 8 南光紀夫委員,  
9 堀家重孝委員, 10 近藤剛司委員, 11 大前純一委員,  
12 瀬川治会長職務代理者, 13 穂山信雄委員, 14 森江正男委員
4. 遅刻委員 なし
5. 欠席委員 なし
6. 傍聴人 なし
7. 事務局 局長 平田 和明, 係長 小林 正季
8. 議案等 議案第1号 農地法第18条第6項賃貸借解約通知確認の報告について  
議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について  
議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について  
議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について  
議案第5号 非農地証明願について  
議案第6号 農地法第5条の規定による許可後の承継を伴う事業計画申請について  
議案第7号 農地中間管理事業に係る農地利用配分計画案（権利の移転）について

9. 議 事  
局 長

皆様こんにちは。定刻より10分ほど早いですが、皆様お揃いになりましたので、ただいまより平成31年2月の農業委員会総会、定例会を始めさせていただきます。それでは、立石会長よりご挨拶を申し上げます。立石会長、よろしく申し上げます。

会 長

皆さんこんにちは。平素は農業委員会業務に格別のご協力をいただき大変ありがとうございます。ここ数日の間に春めいてきまして、ご存じのように栽培し

ている野菜に関しては、どんどん成長してきていると思いますが、その割に値段は上がっていない状況であり、苦勞しております。本日はこの後、「人・農地プラン」の聞き取り調査もあるとのことですので、長時間にわたりますが、よろしく申し上げます。それでは、早速ですが今月の定例会を始めていきたいと思いますので、よろしく申し上げます。

局 長

ありがとうございました。それでは議事の進行につきましては、立石会長、よろしく申し上げます。

会 長

はい。それでは早速議事に入りたいと思いますが、議事に入ります前に、本日の議事録署名人には、議席第〇番の〇〇委員さんと、第〇番の〇〇委員さんの両名、よろしく申し上げます。それでは、議案の審議に入りたいと思います。議案第1号の農地法第18条第6項の規定による賃貸借解約通知確認の報告についてを、議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

局 長

議案第1号、農地法第18条第6項賃貸借解約通知確認の報告について、議案書の1ページで、〇件の案件でございます。座って説明をさせていただきます。

番号1ですが、貸人、〇〇〇〇〇様、借人、被相続人、〇〇〇〇様相続人、〇〇〇〇〇〇様、残存小作権の合意による解約の案件でございます。本件の貸人と借人は親戚の関係であります。借人は市内で〇〇余りの農地を所有しておりますが、そのほとんどを近くの農事組合法人に貸し付けて農地の管理をしております。借人は現在〇〇〇と高齢であることもあり、本通知に係る農地の返還を貸人に相談したところ、話がまとまったため、今般勞力不足を理由に、残存小作権を合意解約するものであります。本件は、〇〇町字〇〇〇〇番〇、〇、〇〇〇㎡、同所〇〇〇番〇、〇、〇〇〇㎡について残存小作権の解約を行うものであり、離作補償はありません。本件は、提出書類に不備もなく、何も問題はないと考えております。なお解約後は、貸人が自作することとあります。

今月は以上の〇件の通知がありました。よろしく申し上げます。

会 長

はい、ありがとうございました。ただいま事務局より説明がありました議案第1号、農地法第18条第6項の規定による賃貸借解約通知確認の報告について、皆様方のほうから何かご意見、ご質問ございましたら、承りたいと思います。何かご質問等ございせんか。

(全委員意見、質問なし)

会 長

ご質問がないようですので、第1号議案に関しましては、通知のとおり受理してよろしいでしょうか。

(全委員 異議無し)

会 長

それでは、第1号議案につきましては、受理することに決定いたします。続きまして議案第2号、農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを、議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

局 長

それでは議案第2号、農地法第3条第1項の許可申請について、議案書の〇ページから〇ページの案件で〇件の案件でございます。

番号1ですが、譲渡人、〇〇〇〇様、譲受人、〇〇〇〇様、所有権移転売買の案件でございます。本件の譲渡人は本市内にて〇〇〇〇の農地を所有しておりますが、そのうち〇〇を貸し付けて農地の管理をしており、本申請地は現在休耕地の状態であります。一方譲受人の〇〇氏は、市内で〇〇〇〇の農地を家族〇人で耕作しております。本申請地は譲受人の家に隣接しており、労力不足により農地の管理に苦慮していた譲受人から農地の売買の相談を受けた譲渡人との間で話がまとまったため、所有移転の許可申請を行うものであります。本申請は〇〇町字〇〇〇〇〇〇番〇, 〇, 〇〇〇㎡について、所有権移転売買を行うものであります。本申請地は譲受人の家に隣接していることから、経営規模の拡大を望む譲受人にとっては耕作に便利であることや、譲受人の経営農地はすべてきれいに耕作されており、本市内での総経営農地は〇〇を超えていることから、下限面積要件を満たしており、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、特に問題はないと考えます。なお、申請地には野菜を作付けする



作の便もよく、本市内での総経営農地は〇〇〇〇〇〇で下限面積要件を満たしていることなどから、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、特に問題はないと考えます。

以上〇件、登記地目は田が〇筆、畑が〇筆、面積は〇〇〇〇m<sup>2</sup>の案件であります。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

会 長

ありがとうございました。それでは、ただ今、事務局より説明がありました、農地法第3条第1項の規定による案件につきまして、皆様方のほうから、何かご意見、ご質問はございませんか。

(全委員意見、質問なし)

会 長

ご質問がないようですので、賛成の方は挙手をお願いします。

(全委員挙手)

会 長

ありがとうございました。全員の挙手と認めまして、議案第2号、農地法第3条第1項の規定による許可申請につきましては、原案のとおり決定をいたします。続きまして、議案第3号、農地法第4条第1項の許可申請について議題といたします。事務局より説明をお願いします。

局 長

はい、議案第3号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について、議案書の〇ページで、〇件の案件でございます。

それでは番号〇ですが、申請者、〇〇〇〇様、営農型太陽光発電設備の継続使用による一時転用の更新の案件でございます。本件は、〇〇〇〇〇〇〇の農地専門部会の議案第3号の番号〇において、営農型太陽光発電設備を設置することを目的として一時転用申請を行った案件の土地で、〇〇〇〇〇〇〇〇に3年間の一時転用許可を受けたものであります。申請人は当該農地に設置した営農型太陽光発電設備における下部で主にネギの作付をしながら、当該設備での売電事業も継続するため、再度更新の申請を行うものであります。本申請は、〇〇町字〇〇〇〇〇〇〇番〇、登記地目及び現況地目が〇である〇〇〇〇m<sup>2</sup>のう

ち〇〇〇㎡について、現在設置している営農型太陽光発電設備の継続利用を目的として一時転用申請するものであります。なお、前回の一時転用の申請時は土地の名義が本件申請人とは異なっていたため、農地法5条による使用貸借権設定の許可を受けておりましたが、相続により農地の名義が申請者になったため、今回は農地法4条の許可申請を行うものであります。申請人は本申請地の下部にてネギを作付けしており、毎年2月に提出のある営農型発電設備の下部の農地における農作物の状況報告書でも営農状況に問題はないことや、本請地は農業振興地域内の第〇種農地であり、本転用にあたり隣接農地関係者との調整を了しており、提出書類に不備もないことから、特に問題は無いと考えます。以上〇件、登記地目は、〇が〇筆、転用面積は〇〇〇〇㎡の案件であり、県知事へは、許可が相当との意見書を添えて進達したいと考えておりますので、よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

会 長

ありがとうございました。ただ今、事務局より説明のありました案件について、地元の農業委員さんのご意見をお伺いしたいと思います。番号1ですが、〇〇町ですので、〇〇地区にお住まいの委員さんにご意見をお聞きしたいと思います。

宮崎委員

先日、地元の委員4名で現地調査をいたしました。その結果、事務局説明のとおりネギを作付けしており、別に問題は無いと思います。よろしくご審議お願いいたします。

会 長

ありがとうございました。ただいま、地元の農業委員さんは、特段問題ないと言うことです。

会 長

ありがとうございました。ただいま、地元の農業委員さんは、特段問題ないと言うことです。それでは、皆様方のほうから何かご意見、ご質問などはございますでしょうか。

(全委員質問無し)

会 長

ご質問がないようですので、賛成の方は挙手をお願いします。

(全委員挙手)

会 長

ありがとうございました。全員の挙手と認めまして、議案第3号、農地法第4条第1項の許可申請につきましては、原案のとおり決定をいたします。

続きまして、議案第4号、農地法第5条第1項の許可申請について議題といたします。議案第4号の番号〇と〇ページの議案第6号、番号〇、また議案第4号の番号〇と議案第6号、番号〇については関連しており、後議いたしますので、番号〇と〇以外について、事務局より、説明をお願いいたします。

局 長

はい、議案第4号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、議案書の〇ページから〇ページでございますが、番号〇の案件については、譲渡人である〇〇〇〇様が先日お亡くなりになり、申請代理人より取り下げの連絡がありましたので、本日の議案から削除させていただきますので、まずは〇件の説明をさせていただきます。

それでは番号〇は後ほどの議案第6号にてまとめて説明いたしますので飛ばしまして、番号〇ですが、貸人、〇〇〇〇〇〇様、借人、有限会社〇〇〇〇取締役、〇〇〇〇〇〇様、使用貸借権の設定で無断転用の案件でございます。本件の貸人と借人である有限会社〇〇〇〇の取締役である〇〇〇〇〇〇様は実の親子の関係であります。本件は〇〇〇〇に別の案件で相談に来た際、本申請地が無断転用であることがわかったため、近々に是正するよう窓口にて指導したところ、農業振興地域からの除外の手続きを経て、今般申請に及んだものであります。本申請地は借人が取締役を務める会社に近いため、会社事務所及び休憩所として利用するのに非常に便利であったことから、〇〇〇〇頃に借人が利用する事務所として利用するため、プレハブの建物を建築してしまったものでありまして、農地法について熟知していなかったため、本来行わなければならない転用申請ができていなかったものであります。本申請は〇〇〇町字〇〇〇〇〇〇〇番〇、登記地目が〇、現況地目が〇〇である〇〇〇㎡について事務所〇棟〇〇建〇〇. 〇〇㎡、休憩所〇棟〇〇建〇〇. 〇〇㎡の計〇〇. 〇〇㎡を建築し、無断転用となっているものについて、それを是正するための追認許可を

求める申請をするものであります。本転用に当たり、提出書類等の不備もなく、近隣の農地関係者の方の了承も得ており、始末書にて反省の念を示していることから許可もやむを得ないと考えます。なお、本申請地は本年〇月〇〇日付けで農業振興地域整備計画変更に係る本協議を終えている第〇種農地であります。

次の番号〇につきましては、削除となりましたので、番号〇に移りますが、同議案の番号〇と同様に議案第6号で説明しますのでとばしまして、番号5ですが、譲渡人、〇〇〇〇様、譲受人、〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇様、所有権移転売買の案件でございます。本件は、周囲住民の生活道路としての利便性を確保するため、現在〇〇町にて建築中である〇〇〇〇〇〇〇〇〇の土地の北側の道を拡幅して整備するにあたり、一定の幅員が必要となったことから、建設中の〇〇〇〇〇〇〇〇〇北側に位置する本申請地について、譲受人である〇〇〇〇が農地を購入する案件であります。

本申請は〇〇町字〇〇〇番〇〇、登記及び現況地目が〇である〇〇㎡、同所〇〇〇番〇〇、登記及び現況地目が〇である〇. 〇〇㎡の合計〇〇. 〇〇㎡について、周囲住民の利便性を確保するための公衆用道路を整備することを目的として転用申請するものであり、提出書類等の不備も特になくことから、本転用について、特に問題は無いと考えております。なお、本申請地は本年〇月〇〇日付けで農業振興地域整備計画変更に係る本協議を終えている第〇種農地であります。

次に番号〇ですが、譲渡人、〇〇〇〇様、譲受人、〇〇〇代表役員、〇〇〇〇〇様、所有権移転売買の案件でございます。本件の譲受人である〇〇〇は〇〇〇〇〇〇〇〇の宗教法人であります。本計画が必要になった理由であります。譲受人は現在駐車場として20台程度の駐車場を設けておりますが、檀家が遠方にあることから、葬式や法要の際には駐車場が不足しているため、駐車場を広げることを計画したことによるものです。これまでも最大で〇〇〇〇人程度が来るときには、乗り合わせて来る人もいますが、来訪者の半数程度である〇〇〇〇台の車が来ることがあり、駐車場がないため、路上駐車をせざるを得なかったとのことであり。計画地の規模については、新たに駐車台数を56台設ける予定であることから、現在利用している〇〇〇台の駐車場とあわせて、駐

車場不足の問題がある程度解決できることや、本申請地はお寺に隣接していることから、来客者にもわかりやすく利用しやすいこと、その規模も妥当であることから、計画地として選定し、売買の話がまとまったため、本転用申請に及んだものであります。

本申請は〇〇町字〇〇〇〇〇〇番〇，登記及び現況地目が〇である〇〇〇㎡，同所〇〇〇〇番〇，登記及び現況地目が〇である〇〇〇㎡，同所〇〇〇〇番〇，登記及び現況地目が〇である〇．〇〇㎡の合計〇〇〇〇．〇〇㎡について，お寺の来客者のための駐車場として利用することを目的とし，転用申請するものであります。本転用にあたり隣接農地関係者の同意も得ていることや提出書類等の不備も特になくことから，本転用について，特に問題は無いと考えております。なお本申請地は本年〇月〇〇日付けで農業振興地域整備計画変更に係る本協議を終えている第〇種農地であります。

次に番号〇ですが，譲渡人，〇〇〇〇様，譲受人，学校法人〇〇〇〇理事長，〇〇〇〇様，所有権移転売買の案件でございます。本件は第〇種農地の転用案件となります。本件の譲受人である学校法人〇〇〇〇はこれまでに甲子園に何回か出場した実績のある野球部を抱える学校法人であります。今回の申請に至った経緯ではありますが，近年野球部の部員が増え続けて現在〇〇〇名ほどになっており，今後も増える予定があることや，現状の野球の練習場が1面しかないため，全部員が一度に練習することが困難となっていること，また現在1年生は，ランニングが中心の練習メニューになっており，市内の野球練習場にも通っていますが，遠方のため，時間がかかり不便であることから，1年生のための内野練習場を作る計画を立てたとのことであります。本申請地を計画地として選定した経緯ですが，本申請地は野球部宿舍及び室内練習場に隣接しており，練習用具の搬送が便利であり管理もしやすいことや，野球部員の健康管理等の安全対策も出来るため計画地として選定したとのことであります。当初，譲受人は近隣の第〇種農地等を候補地として検討しましたが，地権者の同意が得られなかったため，やむを得ず第〇種農地である本申請地を計画地として選定し，本転用申請に及んだものであります。本申請は〇〇町字〇〇〇〇番，登記及び現況地目が〇である〇〇〇〇㎡に近隣の学校用地等〇〇〇〇〇㎡を併せ利用地として，敷地拡張をして野球練習場として利用することを目的として，

転用申請するものであります。なお、原則として第○種農地は転用許可ができないものでありますが、転用行為が既存の施設の拡張で拡張面積が既存面積の2分の1を超えないものである場合は、第○種農地であっても例外的に許可することができる場合に該当し、隣接農地関係者の同意も得ていることや提出書類等の不備も特にないことから、本転用について、特に問題は無いと考えております。なお本申請地は本年○月○○日付けで農業振興地域整備計画変更に係る本協議を終えている第○種農地であります。

以上○件について先にご審議していただきたいと思っております。登記地目は、田が○筆、転用面積は○○○○.○○㎡の案件であり、県知事へは、許可が相当との意見書を添えて進達したいと考えておりますので、よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

会 長

ありがとうございました。ただ今、事務局より説明のありました案件について、地元の委員さんのご意見をお伺いしたいと思っております。番号○ですが、○○○町ですので、○○地区の委員さんにご意見をお聞きしたいと思っております。

原委員

先日○○日の日に地元の委員4名で小笠原さんに会って話を聞いてきました。別に問題は無いと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

会 長

ありがとうございました。ただいま、地元の農業委員さんは、特段問題ないと言うことです。次に番号○ですが、○○町ですので○○地区の委員さんさんにご意見をお聞きしたいと思っております。

川田委員

はい。先日○○日の日に農業委員と推進委員4名で現地を確認してきました。現在先ほど説明があったように、○○○○○が建設されているところの北側です。現在も道はついておりますが、それを4メートルの道に拡幅整備するために、1メートルちょっと足りないようで、○○㎡程度を今回転用するとのことでありまして。別段問題は無いと思っております。よろしくお願いいたします。

会 長

ありがとうございました。ただいま、地元の農業委員さんは、特段問題ないと言うことです。次に番号〇ですが、〇〇町ですので〇〇地区の委員さんさんにご意見をお聞きしたいと思います。

藪内委員

先日、〇月〇〇日の日に推進委員と4人で、現地で協議をしました。別に問題は無いと思います。よろしくご審議お願いします。

会 長

ありがとうございました。ただいま、地元の農業委員さんは、特段問題ないと言うことです。次に番号〇ですが、〇〇町ですので〇〇地区の委員さんさんにご意見をお聞きしたいと思います。

川田委員

はい。先ほど説明がありましたように、〇〇〇〇の野球場で今回転用申請するものでございます。これにつきましても同様に今月先日〇〇日の日に農業委員と推進委員〇名で現地を確認し、別段問題は無いと思います。よろしくご審議お願いします。

会 長

ありがとうございました。ただいま、地元の農業委員さんは、特段問題ないと言うことです。それでは、皆様方のほうから何かご意見、ご質問などはございますでしょうか。

(全委員質問無し)

会 長

ご質問がないようですので、賛成の方は挙手をお願いします。

(全委員挙手)

会 長

ありがとうございました。全員の挙手と認めまして、議案第4号の〇件につきましては、原案のとおり決定をいたします。続きまして、議案第5号、非農地証明願について議題といたします。事務局より説明をお願いします。

局 長

はい、議案第5号、非農地証明願について、議案書の〇ページで〇件の案件でございます。

番号〇ですが、本件は、証明を受けようとする土地である、〇〇〇町字〇〇〇〇〇〇番〇、登記地目が〇の、〇〇m<sup>2</sup>ついて〇〇〇〇頃より、肥料や、農機具の保管用の倉庫として使用しているものであります。当該地は、農地法施行規則第29条第1号の規定による、耕作の事業を行う者がその農地をその者の耕作の事業に供する他の農地の保全若しくは利用の増進のため又は農地をその者の農作物の育成若しくは養畜の事業のための農業用施設に供する場合に該当し、また、非農地証明事務処理要領準則第3項第2号⑤イの規定による耕作の事業を行う者が、その農地を自らの耕作又は養畜の事業のための農業経営施設の用に供する場合に該当し、その面積も200m<sup>2</sup>未満であり、農作業の効率を上げる目的で転用された土地であるため、農地法の適用を受けない土地であることを証明するものであります。なお、本申請地は農業振興地域外の第〇種農地であり、農業経営施設としての用に供して使用しているため、本申請について、特に問題は無いと考えます。

次に番号〇ですが、本件は、証明を受けようとする土地である、〇〇町字〇〇〇〇〇番〇、登記地目が〇の、〇〇〇m<sup>2</sup>について、〇〇〇〇〇〇〇より、肥料や、農機具の保管用の倉庫として使用しているものであります。当該地は、農地法施行規則第29条第1号の規定による、耕作の事業を行う者がその農地をその者の耕作の事業に供する他の農地の保全若しくは利用の増進のため又は農地をその者の農作物の育成若しくは養畜の事業のための農業用施設に供する場合に該当し、また、非農地証明事務処理要領準則第3項第2号⑤イの規定による耕作の事業を行う者が、その農地を自らの耕作又は養畜の事業のための農業経営施設の用に供する場合に該当し、その面積も200m<sup>2</sup>未満であり、農作業の効率を上げる目的で転用された土地であるため、農地法の適用を受けない土地であることを証明するものであります。なお、本申請地は農業振興地域整備計画における用途区分変更済の第〇種農地であり、農業経営施設としての用に供して使用しているため、本申請について、特に問題は無いと考えます。以上〇件、登記地目は、〇が〇筆、〇〇〇m<sup>2</sup>の案件であり、提出書類に不備もなく、許可が相当であると考えておりますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

会 長

ただ今、事務局より説明のありました案件について、地元の農業委員さんのご意見をお伺いしたいと思います。番号〇ですが、〇〇〇町ですので、〇〇地区にお住まいの委員さんにご意見をお聞きしたいと思います。

原委員

はい。先日、〇〇日に地元の委員さん4人で〇〇さんからの話も聞いたりして、隣接者の人の話も聞いて、別に問題は無いと思います。よろしくご審議お願いします。

会 長

次に番号〇ですが、〇〇町ですので、〇〇地区にお住まいの委員さんにご意見をお聞きしたいと思います。

瀬川委員

はい。先日、地元委員4名で先日申請者の方にお伺いして確認してきました。特段問題は無いと思います。よろしくご審議お願いします。

会 長

ありがとうございました。ただいま、地元の農業委員さんは、特段問題ないと言うことです。それでは、皆様方のほうから何かご意見、ご質問などはございますでしょうか。

(全委員質問無し)

会 長

ご質問がないようですので、賛成の方は挙手をお願いします。

(全委員挙手)

会 長

ありがとうございました。全員の挙手と認めまして、議案第5号、非農地証明願につきましては、原案のとおり決定をいたします。続きまして、議案第6号、農地法第5条の規定による許可後の承継を伴う事業計画変更申請について議題といたします。事務局より説明をお願いします。

局 長

はい。それでは、議案第6号、農地法第5条の規定による許可後の承継を伴う事業計画変更申請ですが、〇件の案件であります。それぞれ1件ずつ説明した

後に、各々に対応する議案第4号の農地法第5条第1項の規定による許可申請の案件について、ご説明をいたしますので、一括してご審議をお願いいたします。

まず、議案第6号、農地法第5条の規定による許可後の承継を伴う事業計画変更申請について、議案書の○ページで、○件の案件でございます。

それでは番号○ですが、本件の農地法第5条の規定による許可申請における香川県知事許可については、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○号により、住宅用地で許可を受けて造成工事まで終了しており、○○○○○○○○○○付で、売買により旧譲渡人から旧譲受人へ、所有権の移転をしております。その後、旧譲受人が亡くなったため、相続により、旧譲受人の娘である○氏へと○○○○○○○○○○○○○○付で所有権移転が行われております。旧譲受人の娘である○氏は相続により本件土地を取得したものの現在○○○に居住しており、香川県へ移住する予定がないことから、許可を受けた事業を遂行していくことが困難な状況でありましたが、許可を受けた土地に住宅の建設を希望する承継者が現れたことから、今回、香川県農地関係事務処理要領第3第1項第1号②により、農地転用許可処分後に、転用事業者が許可申請書に記載された事業計画等の変更を行えば、転用目的を実現できるものとして、許可に係る事業計画変更を希望している場合の規定により、農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請書の提出があったものであります。

次に、議案第4号番号○、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてご説明いたしますので、議案書の5ページをお開き下さい。まず、本転用に至った経緯についてであります。譲受人の○○氏は現在アパートに家族3人で暮らしており、子どもの成長に伴い、アパートが手狭になってきたため、新居建築の計画を立てたとのことであり、本申請地は地形がよく、面積も妥当であることや、東側には宅地が多く、大型店舗等も近くにあることから生活環境も整っているため、他の候補地とも比較検討をした結果、本申請地が住居の建築には最適であると判断し、譲渡人の辻氏との間で売買の話がまとまったため、申請地である登記地目が田である1筆○○○㎡について、所有権移転を行い、住宅を建築するものであります。なお、申請地の東側は、○○○○○○○○○○号線に面しており、南北は宅地に面している土地で、西側は○である第○種農

地であり、本転用についての隣接農地関係者との調整を了しておりますことから、特に問題はないと思われます。

続きまして再度○ページに戻っていただきまして、議案第6号の番号○について、ご説明いたします。本件の農地法第5条の規定による許可申請における香川県知事許可については、○○○○○○○○○○○付け、○○○○○○○○○○○号により、住宅用地で許可を受けて造成工事まで終了しており、○○○○○○○○○付で、売買により旧譲渡人から旧譲受人へ、所有権の移転をしております。なお、当初、許可を受けた譲受人は、自己住宅を建てて転居する予定でしたが、諸事情で計画を中止したので、許可を受けた事業を遂行していくことが困難になっていたところ、許可を受けた土地に賃貸住宅の建設を希望する承継者が現れたことから、今回、香川県農地関係事務処理要領第3第1項第1号②により、農地転用許可処分後に、転用事業者が許可申請書に記載された事業計画等の変更を行えば、転用目的を実現できるものとして、許可に係る事業計画変更を希望している場合の規定により、農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請書の提出があったものであります。

次に、議案第4号番号○、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてご説明しますので、再度議案書の○ページをお開きください。議案第4号の番号○であります。まず本転用に至った経緯ですが、譲受人である○○氏は賃貸住宅を建築できる土地を以前より探していたところ、本申請地は譲受人の息子さんの住居に隣接しており、賃貸住宅の管理がしやすいことや、小学校や病院等が近くにあるため、住環境もよく、賃貸住宅を建築しても十分に需要が見込まれると判断し、賃貸住宅建築の計画を立て、譲渡人に相談したところ話がまとまったため、申請地である登記地目が○である○筆○○○㎡について、所有権移転を行い、賃貸住宅を建築するものであります。なお、申請地の西側は、市道○○○線に面しており、残りの北側及び東側、南は宅地であり、本転用についての調整を了しておりますことから、特に問題はないと思われます。なお当該農地は、農業振興地域外の第○種農地であります。

以上○件、登記地目は、田が○筆、○○○㎡の案件であり、提出書類に不備もなく、県知事へは許可が相当との意見書を添えて進達したいと考えておりますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

会 長

ありがとうございました。ただ今、事務局より説明のありました案件について、地元の農業委員さんのご意見をお伺いしたいと思います。議案第6号の番号○、議案第4号の番号○について、○○町ですので、○○地区にお住まいの委員さんにご意見をお聞きしたいと思います。

藪内委員

はい。先日、○○○○○に推進委員の方と一緒に現地を見てきましたが、別に問題は無いと思います。よろしくご審議お願いします。

会 長

ありがとうございました。続きまして、議案第6号の番号○、議案第4号の番号○について、ご意見をお聞きします。○○町ですので、○○地区にお住まいの委員さんにご意見をお聞きしたいと思います。

瀬川委員

はい。○○○○の日に、譲渡人、譲受人の両名をお呼びしまして地元の推進委員とも一緒に確認しました。特段問題はありません。よろしくご審議お願いします。

会 長

ありがとうございました。ただいま、地元の農業委員さんは、特段問題ないと言うことです。それでは、皆様方のほうから何かご意見、ご質問などはございますでしょうか。

(全委員質問無し)

会 長

ご質問がないようですので、賛成の方は挙手をお願いします。

(全委員挙手)

会 長

ありがとうございました。全員の挙手と認めまして、議案第6号、農地法第5条の規定による許可後の承継を伴う事業計画変更申請、そして議案第4号、農地法第5条許可申請の番号○及び番号○につきましては、原案のとおり決定をいたします。

続きまして、議案第7号、農地中間管理事業に係る農地利用配分計画案（権利

移転)について議題といたします。事務局より説明をお願いします。

局 長

はい。それでは、議案第7号、農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画案（権利移転）についてご説明申し上げます。本案の権利移転の内容であります。今回、権利移転の対象になった農地〇〇筆について、これらをすべて新たな貸付先となる〇〇〇氏が通年で借り受け、営農していくというものであります。これまでは、〇〇〇〇〇〇〇〇の認可広告に基づき、農事組合法人〇〇〇〇〇〇〇〇〇が水稻や麦を作付けして農地を管理しておりましたが、今回の権利移転を行うに至った経緯であります。〇〇氏の息子さんがこの4月から新規に認定農業者として就農し本格的な耕作を行っていくこととなったため、これまで〇〇氏が〇〇〇〇〇〇〇に貸し付けていた農地を解約して自作していくことに加え、以前に借りていたことがある当該農地〇〇筆についても、これらを〇〇氏が借り受けて耕作することになったことによるものであります。そして今般〇〇〇〇〇〇との間で話がまとまったため、今般農地利用配分計画において権利移転を行うものであります。以上です。

会 長

ありがとうございました。それでは、議案第7号、農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画案（権利の移転）について、何かご意見、ご質問はありますか。

(全委員意見、質問なし)

会 長

ご質問がないようですので、賛成の方は挙手をお願いします。

(全委員挙手)

会 長

ありがとうございました。全員の挙手と認めまして、議案第5号につきましては、原案のとおり決定をいたします。これで本日予定していました議案審議については、全て終了いたしました。何かご質問、ご意見はありませんか。

堀家委員

非農地証明とは、農家の人が農地を倉庫として使っていたようなものについて、その土地が農地として使えないから、申請が出てくるものなのですか。

局 長

そうです。

堀家委員

なぜ、今頃になってでてくるのですか。

局 長

非農地証明を受けることによって、登記地目を田や畑から宅地に変えることができます。ただ、非農地証明をしなかったからといって無断転用にあたるものではありません。

堀家委員

わかりました。

森江委員

その件ですが、水田のままなら、非農地証明を受けるまでは、水利費とかは発生しているのですか。

局 長

田であるならばかかっているはずです。

森江委員

それでは、非農地証明を受けることによって、決済金とかは払わなければならないのか。

局 長

今回のものは決済金が発生するものです。

森江委員

わかりました。

会 長

それでは、これで2月の農業委員会総会（定例会）を終了いたします。どうもありがとうございました。

閉会時刻 14時14分 終了